

施設基準に関するご案内

まほろの在宅クリニックでは、厚生労働省の定める施設基準に基づき、患者様に安心して質の高い医療を提供するため、以下の体制を整えています。当院で届出を行っている主な施設基準について、以下のとおりご案内いたします。

■ 在宅療養支援診療所について

当院は「在宅療養支援診療所」として、24 時間 365 日、患者様からの緊急連絡に対応できる体制を整えています。

必要に応じて、夜間・休日・深夜を含む緊急往診にも対応しております。

■ 在宅療養実績加算について

年間を通じて在宅看取りを含む実績を有しており、「在宅療養実績加算」を取得しています。

特に終末期の患者様に対して、専門的かつ迅速な在宅医療を提供する体制を確保しています。

■ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料について（2024 年 6 月算定開始）

褥瘡（床ずれ）を有する患者様に対して、医師または研修修了の看護師が評価を行い、計画的な管理・指導・評価を実施する体制を整えています。

これにより、皮膚状態の維持と褥瘡の早期改善を目指します。

■ 一般名処方加算について

当院では、医薬品の供給状況の変化や患者様の選択肢を確保するため、一般名（成分名）での処方を推進しています。

ジェネリック医薬品の利用促進によって、医療費負担の軽減にもつながる取り組みです。

■ 医療 DX 情報活用加算について

当院ではマイナンバーカードを活用した電子資格確認システムを導入し、薬剤情報や特定健診情報等を取得・活用しています。

取得した情報は、診療や服薬指導等において適切に活用し、医療の質の向上に努めています。

なお、情報の取得・活用は、患者様の同意を得たうえで行っております。

■ 在宅医療情報連携加算について

当院では、在宅医療において ICT（情報通信技術）を活用し、訪問看護ステーション、薬局、ケアマネジャー等の関係機関と医療情報を共有しています。

患者様の同意を得たうえで、安全・迅速かつ円滑な在宅医療提供に役立てています。

■ ベースアップ評価料について

2024 年度診療報酬改定に伴い、厚生労働省が定めるベースアップ評価料の届出を行っております。

この加算は、医療従事者の処遇改善（賃金の底上げ）を目的とした制度であり、

医療の質の維持と安定的な人材確保を支援するものです。

■ 時間外対応加算Ⅰについて

当院では、夜間・休日・深夜を含む時間外においても、患者様からの連絡に対応できる体制を整えています。

緊急時の往診にも対応しており、契約時に専用の緊急連絡先をご案内しております。

■ がん性疼痛緩和指導管理料について

がんの痛みに対する緩和ケアにも力を入れており、がん性疼痛に関する医療的な指導や管理を行っています。

患者様が自宅で少しでも快適に過ごせるよう、痛みのコントロールを含めた支援を行っています。

■ 情報通信機器を用いた診療について

当院では、医師が適当と判断した場合に限り、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を実施することができます。

対象となる診療や条件については、診察時に医師より個別にご説明いたします。

■ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料について

在宅または施設にお住まいの患者様に対し、24 時間対応の包括的な医学管理体制を整えています。

医師・看護師・多職種が連携し、定期訪問や緊急時の迅速な対応を通じて、患者様の療養生活をサポートしています。

■ 在宅がん医療総合診療料について

当院では、がん患者様に対して在宅医療の提供体制を整備し、緩和ケアや疼痛管理を重視した医療を行っています。

症状のコントロールだけでなく、ご家族との連携を含めたトータルケアを実践しています。

■ 検査・画像情報提供加算および電子的診療情報評価料について

他の医療機関へ紹介する際、検査結果や画像データなどを電子的に提供できる体制を整えています。

これにより、専門医療機関との連携が迅速かつ円滑に進み、患者様にとって安心かつ効率的な医療継続が可能となります。

■ 個人情報保護について

当院では、患者様の個人情報を適切に管理し、医療の提供以外の目的では使用いたしません。

情報の取得や利用にあたっては、法令に基づき厳正な管理を行っております。

本件に関するお問い合わせ

施設基準や診療内容に関するご質問がありましたら、お気軽にクリニックまでお問い合わせください。

2025 年 6 月吉日
まほろの在宅クリニック
院長 熊井 康子